

特 記 仕 様 書

業 務 名 上積翠寺上流地区山腹工測量・設計業務

業務場所 山梨県甲府市上積翠寺町字上積翠寺国有林10と1林小班外

第1条 本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本業務の設計にあたっては、森林土木木製構造物設計等指針に基づき木材の特質や環境への配慮を踏まえ、構造物の設計については下記に示すとおりとする。

①木材の利用を原則とする

・柵工、筋工、防風工、静砂垣工、落石防止緩衝工

②現地条件等から木材利用が適していると判断される場合に木材を利用する

・治山ダム工、土留工、護岸工、流路工、水路工、法面保護工等

※なお、仮設工においても積極的に木材を採用すること。木材利用の適否理由等について、工種毎に整理すること。

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合は、これを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本調査の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 本業務の結果は、報告書として製本したものを2部、電子データとして電子媒体(DVD等)に保存したものを添付して履行期間内に提出すること。

なお、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。

(三者会議の開催)

- 第6条 (1) 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者・受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。
- (2) 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。
- (3) 三者会議の資料作成及び出席に関する費用については、別途当該工事の施工者から支払を受けるものとする。

(治山ダム上流側の堆砂について)

第7条 治山ダム完成時の上流側の堆砂について、間詰図に上流側堆砂線、縦断図及び構造図に治山ダム分類を明記するとともに、数量計算書において上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)(※)を算出すること。上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)の算出方法は以下のとおりであり、床堀に対する埋戻し数量はこの堆砂量と2重計上とならないように算出する。

上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)

$= 1/3 \times \text{治山ダム設置位置での断面積}$

$\times \text{延長(ダム設置位置から堆砂高と現溪床の交点まで)}$

(※)「上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)」とは、ダムの安定計算上想定した土圧に対応するものであり、例えば4型で設計された治山ダムであれば、堤高の1/2まで堆砂に必要な土砂量である。

(情報共有システムについて)

第8条 本業務における「情報共有システム」の実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 情報共有システムの利用を要望する場合には、受注者が発注者に申し出を行うこととする。

- (2) 情報共有システムの利用は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※関東森林管理局HP参照

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koubai-nyuusatu/attach/pdf/index-26.pdf>

- (3) 受注者は、発注者から運用上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- (4) 費用(登録料及び使用料)は、直接経費に含まれる。
- (5) 本条の取組みの実施に対し、情報通信技術(ICT)への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領(平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知最終改正令和2年12月25日2林政政第487号)に基づく業務成績評定において、プラス評価を行う。

(業務の調整)

第9条 調査に必要な資料等については可能な限り貸与するので山梨森林管理事務所と入念な打合せを行うこと

また、本仕様書に記載のない事項については別途協議すること。